

介護保険負担限度額認定についての注意事項

<施設入所者等の利用者負担を軽減する制度です>

施設サービスなどの食費や居住費は、利用者の負担ですが、一定の要件を満たした方を対象に、食費と居住費を軽減します。対象となる方の所得・資産状況等により、負担段階が区分され、その負担段階の区分ごとに、食費と居住費の負担限度額（施設に支払う1日あたりの金額）が決められます。

<この制度をご利用いただける方>「第1段階」から「第3段階」に該当する方が、制度を利用できます。

利用者 負担段階	対 象 者	食費の負担限度額		居住費の負担限度額		
		介護保険施設を利用した場合	短期入所生活(療養)介護を利用した場合		・介護老人福祉施設 ・短期入所生活介護 を利用した場合	・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・介護療養型医療施設 ・短期入所療養介護 を利用した場合
第1段階	生活保護を受けている方 または 世帯員全員及び配偶者(※1)が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給しており、本人の預貯金等(※2)が1,000万円以下(配偶者がいる場合は夫婦合わせて2,000万円以下)の方	300円		ユニット型個室	820円	820円
				ユニット型個室の多床室	490円	490円
				従来型個室	320円	490円
				多床室(相部屋)	0円	0円
第2段階	世帯員全員及び配偶者(※1)が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と非課税年金(※3)収入額及び合計所得金額の合計が80万円以下の方 かつ 本人の預貯金等(※2)が650万円以下(配偶者がいる場合は夫婦合わせて1,650万円以下)の方	390円	600円	ユニット型個室	820円	820円
				ユニット型個室の多床室	490円	490円
				従来型個室	420円	490円
				多床室(相部屋)	370円	370円
第3段階①	世帯員全員及び配偶者(※1)が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と非課税年金(※3)収入額及び合計所得金額の合計が80万円を超える方 かつ 本人の預貯金等(※2)が550万円以下(配偶者がいる場合は夫婦合わせて1,550万円以下)の方	650円	1,000円	ユニット型個室	1,310円	1,310円
				ユニット型個室の多床室	1,310円	1,310円
				従来型個室	820円	1,310円
				多床室(相部屋)	370円	370円
第3段階②	世帯員全員及び配偶者(※1)が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と非課税年金(※3)収入額及び合計所得金額の合計が80万円を超える方 かつ 本人の預貯金等(※2)が500万円以下(配偶者がいる場合は夫婦合わせて1,500万円以下)の方	1,360円	1,300円	ユニット型個室	1,310円	1,310円
				ユニット型個室の多床室	1,310円	1,310円
				従来型個室	820円	1,310円
				多床室(相部屋)	370円	370円
第4段階 (非該当)	本人が住民税非課税で、世帯の中に住民税課税者がいる方 または 本人が住民税課税となっている方 または 配偶者(※1)が住民税課税となっている方 または 本人の預貯金等(※2)が各段階の基準額を超える(配偶者がいる場合は夫婦合わせて基準額+1,000万円を超える)方	適用になりません		ユニット型個室	適用になりません	
				ユニット型個室の多床室		
				従来型個室		
				多床室(相部屋)		

基準費用額	基準費用額とは、食事の提供や居住等に要する平均的な費用を勘案して厚生労働大臣が定めた金額です。実際にお支払いいただく金額は、基準費用額を目安として施設ごとに定められます。具体的な金額については、施設と入所者の方などの契約事項となりますので、個別に各施設にお問い合わせください。	1,445円	ユニット型個室	2,006円	2,006円
			ユニット型個室の多床室	1,668円	1,668円
			従来型個室	1,171円	1,688円
			多床室(相部屋)	855円	377円

- ※1 「配偶者」には、世帯分離をしている配偶者または内縁関係の方を含みます。ただし、DV防止法における配偶者からの暴力がある場合や行方不明の場合は含めません。
- ※2 対象となるのは、預貯金、有価証券、投資信託、その他の現金、負債（一般的な金銭の借入、住宅ローン等）などです。生命保険、自動車、貴金属（時価評価額の把握が困難なもの）などは対象外です。
- ※3 非課税年金とは、前年中に受給した遺族年金や障害年金が対象です。遺族年金には寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。恩給や弔慰金は対象外です。

この制度を利用するには申請が必要です



申請に必要な書類等

申請の受付は介護保険課、都南総合支所、玉山総合事務所の各窓口にて行っています

- ☐ 盛岡市介護保険負担限度額認定申請書（新しい様式で申請してください。）
- ☐ 本人・配偶者の資産の額が分かる添付書類（申請書にホチキス止めをして、まとめてください。）
 - ☐ 預貯金通帳の写し
（銀行名・支店名・口座名義人、申請日から2ヵ月以内の最終残高が分かる部分）
 - ☐ 有価証券（株式・国債など）…銀行、証券会社の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
 - ☐ 投資信託…銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
 - ☐ 金・銀など時価評価額が容易に把握できる貴金属…購入先の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
 - ☐ 負債（借入金・住宅ローンなど）…借用書の写しなど（預貯金額等から差し引きます）
- ※生活保護受給者、境界層該当者については、添付書類は必要ありません。
- ☐ 配偶者が盛岡市以外の市町村に居住している場合は、原則として市・県民税課税（非課税）証明書の添付が必要です。

- 郵送での申請も可能です。『〒020-8530 盛岡市内丸12-2 介護保険課給付係』宛て送付ください。
受付日（申請日）は介護保険課へ到着した日とします。ただし月末の場合のみ、受付日（申請日）は郵便の消印の日とします。
- 代行申請も可能です。
申請が困難な場合、ケアマネジャーや施設担当者による代行申請も可能です。その場合、申請書の他、通帳等を預けるか、通帳等の写しを添付することが必要となります。

軽減の対象となるサービス

特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院・介護療養型医療施設・地域密着型介護老人福祉施設（介護予防）短期入所生活介護・（介護予防）短期入所療養介護

- ※ 通所系のサービス、有料老人ホーム、グループホームを利用した際の食費・居住費については、軽減の対象になりません。
- ※ 軽減を受けるためには、申請に基づいて発行された「介護保険負担限度額認定証」を施設または事業所に提示してください。

注 意 事 項

- 負担限度額認定証には有効期間があり、その期間は申請のあった月の1日から翌年（1月以降の申請の場合は同年）7月31日までです。
 - ※ 有効期間後も引き続き認定証の交付が必要な方は、更新の手続きを行ってください。
 - ※ 有効期間は申請があった月以前にはさかのぼりませんので、申請の際はご注意ください。
- 一度申請をして非該当の方でも、その後世帯構成・所得状況・預貯金額等が変更になった場合には再度の判定が可能です。その際は、再申請してください。
 - ※ 該当となった方でも、その後世帯構成・所得状況・預貯金額等が変更になり、認定条件に該当しなくなる場合は非該当となりますので、自己申告してください。
- 年度途中において税更正等が行われた場合は、さかのぼって負担限度額段階を変更する場合があります。
- 虚偽の申告により不当に軽減を受けると、軽減額の返還に加えて最大で軽減額の2倍の加算金が課せられる場合があります。